

入会金及び会費の徴収に関する規定

特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会

- 1 本規程は、特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会定款第8条に定める入会金及び会費について規定する。
- 2 定款第8条に定める入会金は、当分の間これを徴収しない。
- 3 年間の会費は、定款第6条に規定する会員の種類毎に次のとおり定める。
 - (1) 正会員 グループホーム事業者の場合
固定会費、1事業所あたり10,000円と比例会費として、利用定員数に300円を乗じて得た額の合計額を年間の会費とする。
この場合の利用定員数とは、毎年4月1日現在の利用定員数及び新規開設の場合は、開設時点の利用定員数をいう。よって、年度中途で利用定員数の変更があっても当該年度の会費額は増減しない。
 - (2) 準会員 15,000円
 - (3) 一般会員 個人の場合 10,000円
団体の場合 20,000円
- 4 会費の請求と徴収方法及び納付期限
定期総会の年度予算の決議をうけて、3記の基準により請求する。
会費の納付期限は、毎年6月末日までとする。
会員からの受け入れは、当会が開設した口座のある金融機関への振込み支払いとする。
- 5 年度中途に加入する会員の会費額
事業年度の中途に加入する会員の徴収会費額は、3記で求めた会費額に会員が加入する暦月に応じて定める次の比率を乗じて得た金額をもって、入会年度の年間の会費額とする。
入会暦月 4月から 8月までの入会は、100パーセント
9月から12月までの入会は、80パーセント
1月から 3月までの入会は、60パーセント
- 6 入会金及び会費の額及び徴収に関して不都合が生じたときは、総会又は理事会の決議により変更又は修正する。
- 7 一旦受け取った入会金及び会費は錯誤を除いて返還はしないものとする。
- 8 本入会金及び会費の徴収に関する規定は、岐阜GH協の法人成立日を施行日とする。

以上